

大量保有の変更報告書 提出事由の細則

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-45

【要約】

大量保有報告制度の見直しに関連して、その細目を定める政令が2006年12月8日に、内閣府令が12日に公布され、2007年1月1日から施行されている。

政令・内閣府令の中では、大量保有報告の変更報告書提出事由の整備も行われている。

具体的には、大量保有報告書の記載事項の変更には原則として変更報告書の提出が必要とした上で、影響が1%未満の共同保有者の追加などには提出義務を免除するものとしている。

はじめに（TOB、大量保有報告制度の見直し）

2006年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）によるTOB制度・大量保有報告制度の見直しに関連して、政省令が次の通り公布された。

2006年12月8日、「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（政令第376号）

2006年12月8日、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（政令第377号）

2006年12月12日、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第86号）

は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの施行期日を定めた政令である。は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの細目を定めるものである。

本稿では、のうち大量保有報告の変更報告書提出事由について紹介する。

1. 大量保有報告制度と変更報告書

大量保有報告制度とは、上場会社に対する株券等保有割合が5%を超える者（＝大量保有者）に対して、「大量保有報告書」の提出を義務付け、株券等保有割合、保有目的、保有する株券等の内訳、取得資金の内容などの開示を求める制度である（証券取引法27の23、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下、大量保有府令）第一号様式など）。

一旦、「大量保有報告書」を提出した大量保有者は、その後の状況変更についても開示責任を負うことになる。そのための開示書類が（大量保有報告制度における）「変更報告書」である。



変更報告書の提出義務は、通常は、株券等保有割合が直近に開示した数値から 1 % 以上変動した場合に発生する(証券取引法 27 の 25)。具体的には、株券等保有割合が 5.5% の会社が、1.2% 分の株式を買い増して、株券等保有割合が 6.7% になったというようなケースである。

ただ、変更報告書の提出義務が発生するのは、何も株券等保有割合が定量的に変動した場合に限られるのではない。「その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更」についても変更報告書を提出しなければならないとされているのである(同前)。

2 . 「重要な事項の変更」とは？

改正前の法令の下では、「その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更」が具体的に何を意味するのかについて、明記されていなかった。そのため、どのような変更が生じた場合に、変更報告書の提出が必要となるのかが問題となるが多かった¹。

そこで、証券取引法等改正法では、変更報告書の提出が必要となる「その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更」を、政省令である程度具体的に規定することとなった(証券取引法 27 の 25)。

これを受けて、新しい政令・内閣府令の下では、(株券等保有割合の 1 % 以上の変動以外で)変更報告書の提出が必要となる場合を、次頁の表のように定めている(証券取引法施行令 14 の 7 の 2 、大量保有府令 9 の 2)。

主要なポイントをまとめれば、概ね、次のようになるだろう。

大量保有報告書(変更報告書)の記載内容に変更があった場合は、軽微な変更を除き、変更報告書の提出が必要である。

変更の影響が軽微であるかどうかは、原則として、変動の内容が 1 % 未満か否かで判断される。

3 . 施行日

上記の政省令については、2007 年 1 月 1 日から施行されている。

¹ (大量保有報告制度の)変更報告書の不提出は、刑事罰(5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれの併科。なお、法人の業務等に関して行われた場合は、法人に対しても 5 億円以下の罰金(両罰規定))の対象となる(証券取引法 197 の 2 五、207 二)。その意味でも、提出義務の有無の判断は重要である。

変更報告書の提出が必要となる「その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更」

【原則】大量保有報告書（又は変更報告書）に記載すべき内容の変更
【提出不要となる場合】下記の基準に該当する場合は、影響が軽微であるため
 変更報告書の提出は不要（＝軽微基準）

事項	変更報告書の提出が不要となる基準 （＝軽微基準）
新たな共同保有者（ 1 ）の追加	単体株券等保有割合（ 2 ）が 1 % 未満
共同保有者（ 1 ）からの除外	単体株券等保有割合（ 2 ）が 1 % 未満
共同保有者（ 1 ）の氏名・名称・住所・所在地の変更	単体株券等保有割合（ 2 ）が 1 % 未満
単体株券等保有割合（ 2 ）の変動	1 % 未満の増減
イ～二の契約等の締結・変更 イ 担保提供契約 ロ 売戻契約 ハ 売買の一方の予約（売買を完結する権利を有し、かつ、権利行使によって売主としての地位を取得する場合に限る） ニ 貸借契約 ホ イ～二に準じる契約	対象となる株券等の数が 1 % 未満（ 3 ）
その他 ～ に準ずるもの。具体的には下記のもの。	
- 保有する株券等の内訳の変更	変更のある株券等の数が 1 % 未満（ 3 ）
- 第一号様式、第三号様式の記載事項の変更	軽微な変更

（ 1 ）「共同保有者」とは、株券等の取得者と共同して株券等の取得、譲渡、議決権行使などを行うことを合意している者をいう（証券取引法 27 の 23 ）。大量保有報告書の提出義務の有無（株券等保有割合 5 % 超）の判断に当たっては、共同保有者分を合算することとなっている（同 ）。

（ 2 ）単体株券等保有割合は、次の算式で計算される（証券取引法施行令 14 の 7 の 2 ）。

$$\text{単体株券等保有割合} = \frac{\text{（単体ベースでの）保有株券等の数}}{\text{発行済株式総数} + \text{保有者・共同保有者の保有する C B 等の数}}$$

（ 3 ）具体的には次の算式で判断する（大量保有府令 9 の 2 ）。

$$1 \% > \frac{\text{対象となる株券等の数}}{\text{発行済株式総数} + \text{保有者・共同保有者の保有する潜在株式数}}$$